

恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額について（改定案）

- 恩給法第65条第3項、第74条及び第75条第3項に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額は、260万円とする。

なお、認定基準の判定額については、合計所得金額から雑所得を差し引いた額に、公的年金等（障害年金を含む。）の収入を加えて得られる額とする。

- 適用期日 平成26年4月1日

- 経過措置等

（1）平成26年4月1日において、現に扶助料を受ける「成年の子」及び傷病恩給又は扶助料の加給者（加算者）となっている「成年の子」に係る認定基準額については、なお従前の例による。

（2）本認定基準額は、今後、5年経過後に社会経済情勢等を総合的に勘案しつつ改定の検討を行い、適切な措置を講じるものとする。

重度障害の成年の子に係る「認定基準額」の変更について（改定案）

意見公募の対象である「恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額（案）」（増加恩給及び扶助料に係る審査基準の一部に該当）については、下記の考え方にに基づき、同認定基準額を変更しようとするものである。

1 現行の認定基準額（平成 25 年 4 月 1 日現在）

- ・成年の子本人 360.4 万円
- ・扶養親族等 1 人につき (加算) 38 万円①
- ・老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき (加算) 48 万円②
- ・特定扶養親族 1 人につき (加算) 63 万円③

※ 扶養親族等がいるときは、人数に応じて成年の子本人額に①、②又は③を加算した額とする。

(考え方)

これまで、認定基準額の参考としていた障害基礎年金の所得限度額(360.4万円)は、全国消費実態調査(H16)における単身世帯の年間平均収入の336.8万円、賃金構造基本調査(H18)の一般労働者に決まって支給する所定内給与額362.2万円と比べても極めて常識的な額と考えられたことから、当該限度額を認定基準額とした。

なお、配偶者については、控除対象配偶者であれば、成年の子本人額(360.4万円)に38万円を加算し、配偶者自身の所得は、考慮しないこととした。

2 変更後の認定基準額

- ・成年の子 260 万円

(考え方)

恩給は公務員(旧軍人を含む。)とその遺族を対象とする国家補償の性格を有しており、厚生年金等の社会保障年金とは異なる側面があり、重度障害の成年の子への転給という制度もそうした側面を持っている。

しかしながら、恩給受給者の平均年齢が89.5歳(平成25年3月末現在)と著しく高齢化し、恩給受給者の子についても大部分が高齢者で既に退職し、老齢年金等を受給している年齢となっており、また、それより若い年齢の者であっても、重度障害の場合には障害年金等の社会保障給付が行われている。

近年、少子高齢化による社会経済の変化等の事情により、高齢世帯など社会保障給付を受ける側の給付の見直しや合理化が進められている。恩給受給者の子についても、老齢(退職)年金や障害年金によって生活している者、一般の生活状況や何らかの事情により収入が得られず生活保護を受けている者の状況等も考慮し、これらとの均衡を勘案しつつ重度障害の成年の子への転給の認定基準額を検討する必要がある。

今回、下記に掲げる諸点を考慮して見直しを行った結果、重度障害の成年の子への転給の認定基準額を現行の年収360.4万円から100.4万円引き下げ、年収260万円とすることとした。

- (1) 恩給法第74条では、重度障害の状態で生活資料を得る途の無いときに成年の子に扶助料を給するとされているが、総務省「家計調査」によれば、平成24年の世帯主が無職の2人以上世帯、世帯主が60歳以上の無職の2人以上世帯の平均月収額はそれぞれ21.2万円、21.6万円であり、年収額にすれば、250万円から260万円程度となり、上記260万円はこの額と同程度の額であること。

- (2) 平成 25 年 8 月追加費用削減を目的とした共済年金の給付額の削減が行われた際の削減の下限額は、平成 21 年総務省「全国消費実態調査」による主な収入が年金等の 2 人以上世帯の世帯主の平均年金給付額 230 万円となっているが、上記 260 万円はこの額を上回る額であること。
- (3) 平成 25 年 8 月現在の生活扶助基準額は、1、2 級地の平均で 163.7 万円であり、これに住宅扶助基準額の 1、2 級地の平均額（関東 1 都 6 県）を加えると 214.3 万円となる。この額は今後さらに引き下げられることとなっているが、上記 260 万円はこれを上回ること。
- (4) 重度障害の成年の子への年金の転給制度は、恩給制度とそれが移行した共済年金制度に共通する制度で、厚生年金には無い制度であるが、平成 24 年の法改正により、共済年金においては、平成 27 年 10 月から 2 次転給（遺族の妻から重度障害の成年の子）が廃止されることになっている。恩給は引き続き 2 次転給が可能である点は、認定基準額の引き下げを行ってもなお制度的には有利となっていること。

なお、認定基準の判定額については、合計所得金額から雑所得を差し引いた額に、公的年金等（障害年金を含む。）の収入を加えて得られる額とする。

3 変更の時期

平成 26 年 4 月 1 日から適用する。